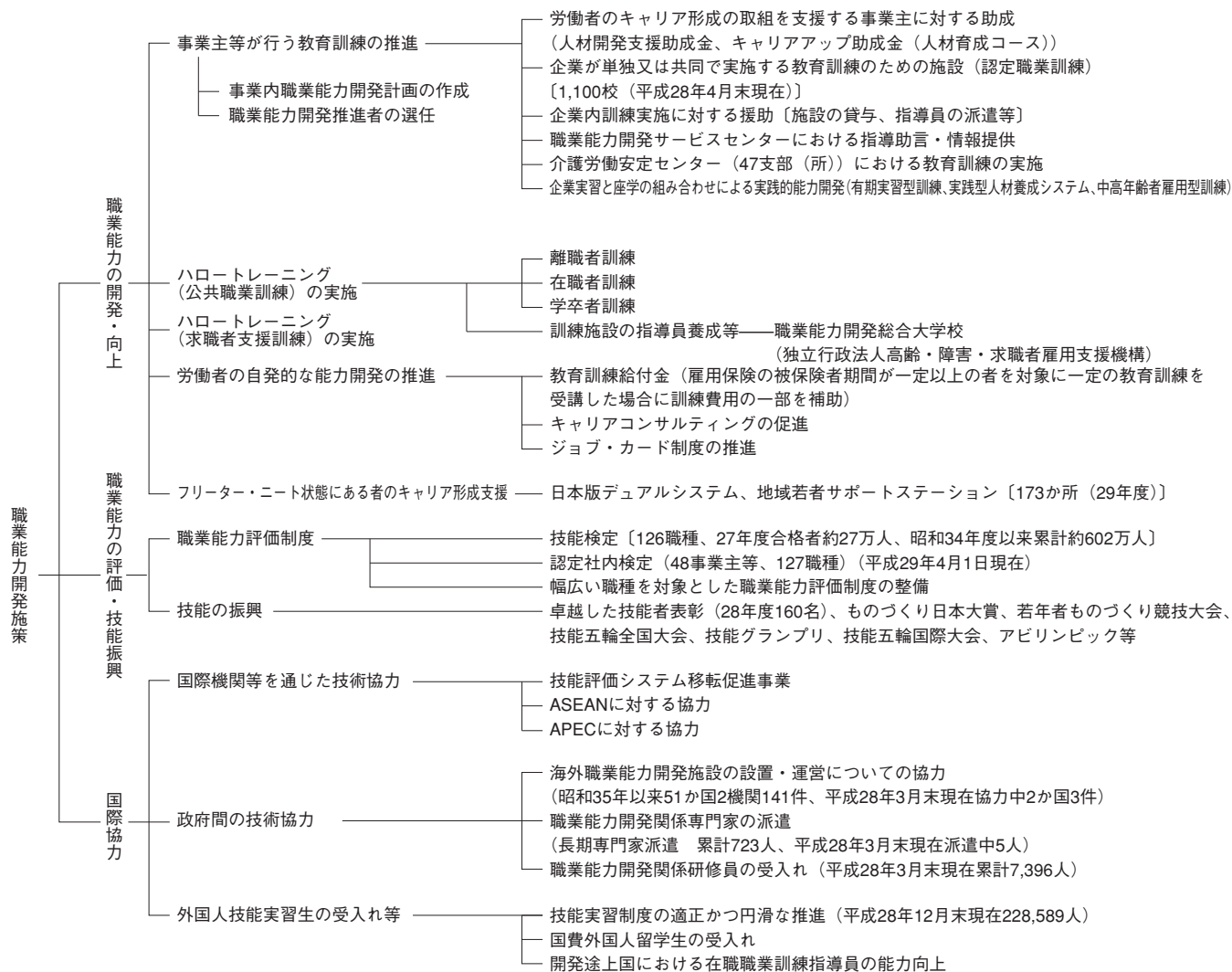


職業能力開発施策

概 要

職業能力開発施策の体系



ハロートレーニング（公共職業訓練）

概 要

ハロートレーニング（公共職業訓練）の概要

1. 概要

国及び都道府県は、その責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており（職業能力開発促進法第4条第2項）、この規定を踏まえ、労働者ごとのニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業能力開発施設を設置している。

2. 訓練対象者

離職者、在職者、学卒者

3. 公共職業能力開発施設【242校】

区 分	職業訓練の実施	設置主体	設置数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県	1 14
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	46
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	150 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国（注） 都道府県	13 6

（注）運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（2）及び都道府県（11）に委託している。

障害者の職業能力開発

概 要

障害者職業能力開発行政の概要

障害者に対する職業能力開発の推進

1 障害者職業能力開発校の設置・運営（全19校）

- (1) 国立障害者職業能力開発校（13校）
 - ① 〈独〉高齢・障害・求職者雇用支援機構営（2校）
 - ② 都道府県営（11校）
- (2) 都道府県立障害者職業能力開発校（6校）

2 一般の職業能力開発校における障害者の職業能力開発

- 受講者数
H22年度：732人 H23年度：719人 H24年度：608人 H25年度：663人 H26年度：629人 H27年度：683人

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（平成16年度開始）

- 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施
- 訓練対象人員（予算）
H25年度：6,000人 H26年度：6,500人 H27年度：6,630人 H28年度：6,330人 H29年度：5,530人
- 特別支援学校と連携した早期委託訓練事業
H25年度：600人 H26年度：300人 H27年度：500人 H28年度：500人 H29年度：500人
- 在職障害者を対象とした障害者委託訓練の実施(平成22年度開始)
H25年度：100人 H26年度：200人 H27年度：200人 H28年度：200人 H29年度：200人

4 障害者の職業能力開発に関する研究等

5 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

職業能力評価

概 要

職業能力評価制度の推進

名 称	技能検定制度	社内検定認定制度
概 要	国が労働者の有する技能を一定の基準に基づいて検定し、公証する制度	事業主等が実施している社内検定のうち、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度
対象となる技能及び職種等	全国的に企業間で共通性のある技能で、対象労働者が多い職種を対象 平成29年4月1日現在、機械加工、建築大工等126職種について特級、1級、2級、3級等に区分して実施（等級区分のない職種（単一等級）もある）	企業内における特有な技能を対象 平成29年4月1日現在、食品の販売加工、自動車部品管理等127職種（48事業主等）を認定
認定等の内容	合格者は、厚生労働大臣名（特級、1級及び単一等級）、都道府県知事名又は指定試験機関の長名（2級、3級等）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができる	認定を受けた社内検定（以下「認定社内検定」という。）については、「厚生労働省認定」と表示することができる
受検対象者	原則として一定の実務経験を有する者	認定社内検定を実施する事業主等に雇用される労働者

等 級	技能検定試験の概要
特級	検定職種ごとの管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
1級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
2級	検定職種ごとの中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
3級	検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎1級	検定職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎2級	検定職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
単一等級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

名 称	職業能力評価基準
概 要	労働者の職業能力を共通のものさしで評価できる様、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。
対象となる職種等	業種別に幅広い業種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系職種についても整備。
被評価者	労働者・求職者（評価基準を用いる実施者に委ねられる。）
評価方法	評価基準は、業界内での標準的な基準。各企業が適当にカスタマイズする。継続的観察による評価でも、試験方法による評価でも可。

詳細データ

技能検定の実施状況

	特 級	1級	2級	3級	基礎1級	基礎2級	単一等級	合 計
申請者数 (人)	4,603 91,468	87,355 3,293,210	326,289 7,586,929	230,940 2,664,267	98 3,429	48,423 577,150	8,436 310,117	706,144 14,526,570
合格者数 (人)	541 24,962	30,508 1,391,594	81,391 2,624,160	112,763 1,255,363	89 3,160	45,004 544,167	4,385 174,254	274,681 6,017,660
合格率 (%)	11.8 27.3	34.9 42.3	24.9 34.6	48.8 47.1	90.8 92.2	92.9 94.3	52.0 56.2	38.9 41.4

資料：厚生労働省人材開発統括官調べ。
上段：平成27年度、下段：累計（昭和34年度～平成27年度）

技能の振興

概 要

技能の振興

施 策	概 要
若年技能者人材育成支援等事業	ものづくり分野で優れた技能、豊かな経験を有する「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対して、技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導を実施している。 また、地域における技能尊重気運の醸成を図るため、技能者を活用した技能習得機会の提供等、地域関係者の創意工夫による取組みを一層推進している。
若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として、2005（平成17）年度から実施している。
技能五輪全国大会	国内の青年技能者（原則23歳以下の者）の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として1963（昭和38）年度から毎年実施している。
技能五輪国際大会	青年技能者（原則22歳以下の者）が国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として1950（昭和25）年にスペインで開催され、現在隔年で開催。我が国は、1962（昭和37）年度から参加している。
技能グランプリ	特に優れた技能を有する一級技能士等が参加する技能競技大会であり、技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上及び技能の振興を図ることを目的として1981（昭和56）年度から毎年実施してきたが、2002（平成14）年度以降は隔年開催となっている。
卓越した技能者表彰	卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する機運を高めることを目的として1967（昭和42）年度から実施している。
ものづくり日本大賞（内閣総理大臣表彰）	我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」に携わる人材のうち、特に優秀な成果を成し得た個人若しくはグループ又は団体に対してその功績をたたえることにより、「ものづくり」に係る技術及び技能の更なる発展と次世代への着実な継承に寄与することを目的として、2005（平成17）年度から実施している（隔年実施）。
職業能力開発関係厚生労働大臣表彰	認定職業訓練及び技能検定の推進についてその業績が極めて優良で他の模範となると認められる事業所、団体又は功労者及び技能振興の推進についてその業績が極めて優良で他の模範になると認められる事業所及び団体を表彰することにより、認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進と技能水準の向上に資するとともに職業能力開発促進法の趣旨の周知徹底を図ることを目的として実施している。
アビリンピック（全国障害者技能競技大会）	障害のある人の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として、1972（昭和47）年から実施している。

キャリア形成支援

概 要

職業生涯を通じたキャリア形成支援の推進について

- 職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上等につなげるため、職業訓練の充実・強化や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個々人に合った職業生涯を通じたキャリア形成を支援していくことが必要。

(1) 個人の主体的な能力開発の支援

- ・教育訓練給付制度による労働者の能力開発支援。
- ・キャリアコンサルタント登録制度等を通じたキャリアコンサルタントの計画的な養成及び質の向上。
- ・職業生涯の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受けることができる環境の整備。
- ・ジョブ・カード制度の活用促進。

(2) 企業による労働者の能力開発の支援

- ・人材開発支援助成金、認定職業訓練制度等のより効果的な活用や企業内でキャリア形成の推進役となる人材の育成等の促進。
- ・設備・訓練指導員・資金等の面で企業内では実施困難な職業訓練について、中小企業等のニーズに即して個別に実施する在職者訓練や訓練指導員の企業への派遣等を一層効果的に実施。

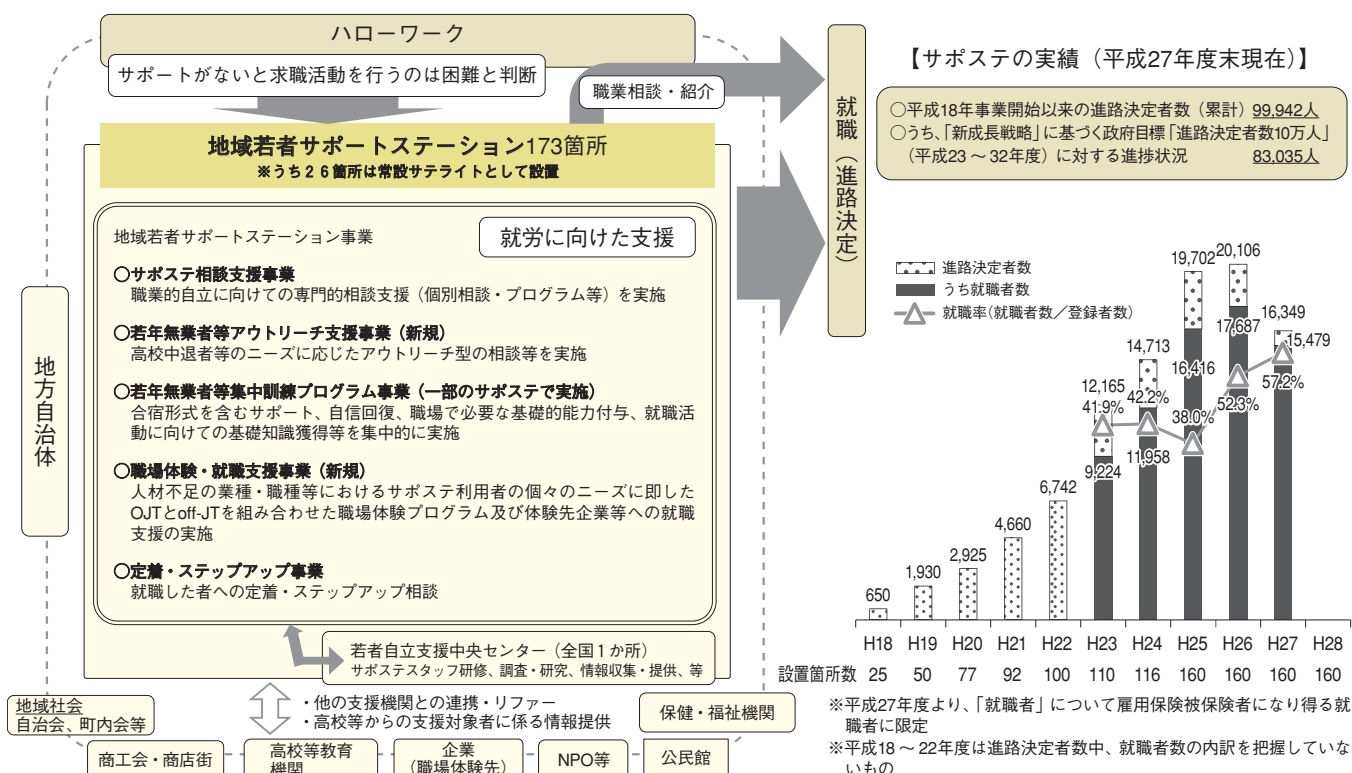
若年無業者等の職業的自立支援

概 要

地域若者サポートステーション

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、約60万人で高止まり。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」(※2)において、地方自治体と協働し(※3)、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、若年無業者等についてサポステを含む各関係機関が連携して就労・自立支援に取り組むことが盛り込まれ、特に、高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型等の就労支援を実施するとしていることを踏まえ、学校等関係機関と連携を一層強化し、高校中退者等に対するの切れ目のない支援を実施。

※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



171